

防災教育の実践記録

平成24年度 実践的防災教育総合支援事業 成果報告書



みんなで取り組む 千葉の教育

千葉県教育庁教育振興部学校安全保健課

はじめに

文部科学省では、平成23年3月に発生した東日本大震災後、学校における実践的な防災教育の充実を喫緊の課題とし、平成24年4月、防災教育の指導方法や教育手法の開発・普及、学校外の専門家による指導・助言を行い、学校における防災教育・防災管理の充実に資することを目的に、「実践的防災教育総合支援事業」の委託を開始しました。

この事業は、「防災に関する指導方法等の開発・普及等のための支援事業」「学校防災アドバイザー活用事業」「災害ボランティア活動の推進・支援事業」の3事業であり、各事業の実施を通じて、地域の防災関係機関等との連携体制の構築・強化を促すものです。

県教育委員会では、本事業の委託を受け推進委員会を立ち上げるとともに、県内6市（野田市、八街市、印西市、匝瑳市、鴨川市、千葉市）をモデル地域に指定し、各市の実情に応じて事業に取り組んでいただくこととしました。

本報告書は、当該事業におけるモデル地域6市の実践について、その成果として提出された報告書をまとめたものです。紙面に限りがあり、実践の概要や活動の一部の収録にとどめざるを得ませんでした。これらの有益な実践を、学校や地域において、あらゆる機会を通して広く活用されることを願っています。

終わりに、県教育委員会が平成24年10月に実施した防災教育調査によれば、学校と地域が連携して学校防災に取り組んでいる学校は1割程度にとどまっています。避難所指定の有無に関わらず、学校と地域が連携した体制作りは、災害時における児童生徒の安全確保に欠かせないものであることから、本報告書及び県が実施している「命の大切さを考える防災教育公開事業」事例集等を有効に活用していただき、より一層の充実を図るようお願いいたします。

平成25年2月

千葉県教育庁教育振興部学校安全保健課長 高橋 英雄

目 次

○ はじめに

- | | | |
|-----|----------------------------|-------|
| 1 | モデル地域及び実践事業一覧・・・・・・・・・・ | 1 |
| 2 | 学校における防災教育の見直しについて・・・・・・・・ | 3～ 6 |
| | 東京学芸大学 教授 渡邊 正樹 | |
| 3 | モデル地域における実践・・・・・・・・・・ | 7 |
| (1) | 野田市・・・・・・・・・・ | 8～13 |
| (2) | 八街市・・・・・・・・・・ | 14～17 |
| (3) | 印西市・・・・・・・・・・ | 18～24 |
| (4) | 匝瑳市・・・・・・・・・・ | 26～31 |
| (5) | 鴨川市・・・・・・・・・・ | 32～38 |
| (6) | 千葉市・・・・・・・・・・ | 40～45 |
| 4 | 資料 | |
| | 実践的防災教育総合支援事業実施要領・・・・・・・・ | 47～49 |

1 モデル地域及び実践事業一覧

モデル地域	事業内容
野田市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災に関する指導方法等の開発・普及等のための支援事業 緊急地震速報アダプターを導入し、その訓練機能を利用し、ワンポイント避難訓練を実施する。複数回の実施と指導を繰り返すことで児童が「倒れてこない」「落ちてこない」「移動してこない」場所に身を寄せることができるような能力を高めることを目指す。 ・ 学校防災アドバイザー活用事業 防災教育の専門家を招聘し、地域と連携した防災教育の在り方を探る。
八街市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災に関する指導方法等の開発・普及等のための支援事業 生徒が「地域の中で生きていることの自覚ができること」「防災意識を持って主体的に行動する態度」を育成するために地域とともに取り組む教育手段の開発。 ・ 災害ボランティア活動の推進・支援事業 生徒たちが支援者「共助」の視点から、被災地への災害ボランティア活動等を行うことを通じて、自覚を促し、地域の一員として貢献する意識を高める。
印西市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校防災アドバイザー活用事業 緊急地震速報を使った避難訓練、防災講演会の実施日にあわせ、学校防災アドバイザーを招聘し、防災訓練、公演等を基にして、防災教育、防災管理、組織活動への指導助言をいただく。また同日に避難所開設、運営訓練を実施し、指導・助言をいただく。 地域住民が行うDIGに対して、地域全体の防災体制構築の観点から指導・助言をいただく。 防災マニュアル、危険等発生時対処要領等の見直し点と改善に向けた方向性を学校防災アドバイザーに指導・助言をいただく。
匝瑳市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校防災アドバイザー活用事業 専門的な見地からアドバイザーに指導・助言をいただくことにより、東日本大震災発生時に、避難所として地域住民が避難してきた沿岸部の幼保小中学校の児童生徒が自然災害等の危険に際して自らの命を守りぬくため、「自ら考え主体的に行動する態度」を育成するとともに、地域の防災関係機関の連携を含めた「危険等発生時対処要領」の充実を図る。
鴨川市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校防災アドバイザー活用事業 学校防災アドバイザーを核として、防災教育の見直しを図る。 防災教育の実施…社会科や学級活動等での防災授業 保護者や地域と連携した防災教育…学校の避難訓練とその見直し。 避難マニュアル等の見直し。
千葉市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校防災アドバイザー活用事業 沿岸地域にある美浜区の中から、地域と連携した実践的な避難訓練を行っている学校をモデル校とし、専門的なアドバイザーを招いて避難行動の在り方や、効果的な地域との連携について検討することにより、防災への意識の向上と地域に応じた避難訓練等の実践の普及を図る。

2 学校における防災教育の見直しについて

東京学芸大学

教授 渡邊正樹

1 「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議」における中間とりまとめ（2011年9月）の概要

学校防災における危機管理体制

文部科学省は、「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議」を平成23年7月にスタートさせ、同年9月30日に中間とりまとめを公表した。同会議の目的は、東日本大震災によって被災した学校等での経験を把握・分析した上で、これからの防災教育・防災管理等の在り方を提言することである。

この会議では、被災地の複数の学校関係者から、地震・津波発生時の対応についてのヒアリングを行っている。その中で、宮城県沿岸部に位置する小学校からは適切な避難判断によって、児童らの命を救った事例が報告された。

この学校は、地震発生直後に学外への避難ではなく、校舎上層階へ避難するという選択を行っている。学校のマニュアルでは、避難場所として近隣の中学校が設定されていたため、そこへの避難も検討された。しかし津波到来の時刻から予測して、学外への避難ではなく、校舎内に留まることが最善と判断したわけである。結果として学校に避難した付近住民をふくめ、そこにいた児童・教職員全員が助かった。もちろん、このような適切な判断を迅速に下すことが可能であった背景としては、管理職のみならず教員全員が関わった危機管理体制の整備や日頃からの避難訓練の存在があった。

当該校の学校長によると、たとえ管理職が不在であっても、同様な判断が可能であったであろうということである。すなわち管理職が不在の場合など、どのような状況であっても、常に適切な判断が下せるような危機管理体制が整備できていることが重要であり、そのような体制を構築することが真のリーダーシップということができる。

東日本大震災からの課題

前述の会議の中間とりまとめでは、以下のような課題が示されている。

- ・地震発生直後には停電など困難な状況が発生すること
- ・校庭や体育館への避難が必ずしも安全ではないこと
- ・津波の発生が想定される地域では、子どもが保護者へ引き渡した後に被災していること
- ・児童生徒等の安全確保とともに、避難してきた地域住民への対応が重なり、教職員が混乱した例があること

それぞれ重要な課題であるが、組織という点から、学校が避難所となる場合への対応をここでは取り上げたい。

東日本大震災では、最大五百を超える学校が避難所となった。学校が避難所となる場合の教職員の対応については、平成8年に文部省（当時）が出した「学校等の防災体制の充実について（第二次報告）」に述べられている。初動時には、学校側が避難者を受け入れて避難スペースに誘導し、避難者の協力を得ながら、備蓄してある水、食料、毛布等の物資の分配、仮設トイレの設置等を行うことが記されている。しかし実際には円滑に対応できるとは限らない。東日本大震災では、学校は児童生徒等の安全確保や安否確認とともに、学校に避難する住民への対応に当たらなければならず、混乱が生じた学校が少なくなかった。また教職員

が長期にわたり避難所運営に関わった例もあり、このことは教職員の負担を増やすこととなった。

本来、学校での避難所運営は自治体と避難民自身が行う必要がある。そのためには、学校は地域の自治体とともに、学校を避難所として使用するに当たってのルール作りや、教職員と地域住民が参加した避難所開設訓練を行うことが必要である。これによって災害時での混乱を少なくすることが期待できる。

教育資料 No.1198(2012年3月5月号) 渡邊正樹「防災に向けた学校の組織づくり」より抜粋

2 文部科学省「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」（2012年3月）より

・マニュアルの概要

「学校の立地する環境や、学校規模、通学する児童生徒等の年齢や通学方法など各学校によって状況は様々です。そのため、各学校では、学校や地域の実情を踏まえた学校防災マニュアルを作成する必要があります。各学校においては、災害発生時に児童生徒等の命を守ることはもちろん、登下校時の安全確保や災害後の教育活動の再開を図ることが求められます。

学校防災マニュアルは、

1. 安全な環境を整備し、災害の発生を未然に防ぐための事前の危機管理
2. 災害の発生時に適切かつ迅速に対処し、被害を最小限に抑えるための発生時の危機管理
3. 危機が一旦収まった後、心のケアや授業再開など通常の生活の再開を図るとともに、再発の防止を図る事後の危機管理の三段階の危機管理に対応して作成する必要があります。」

・マニュアル作成の目的

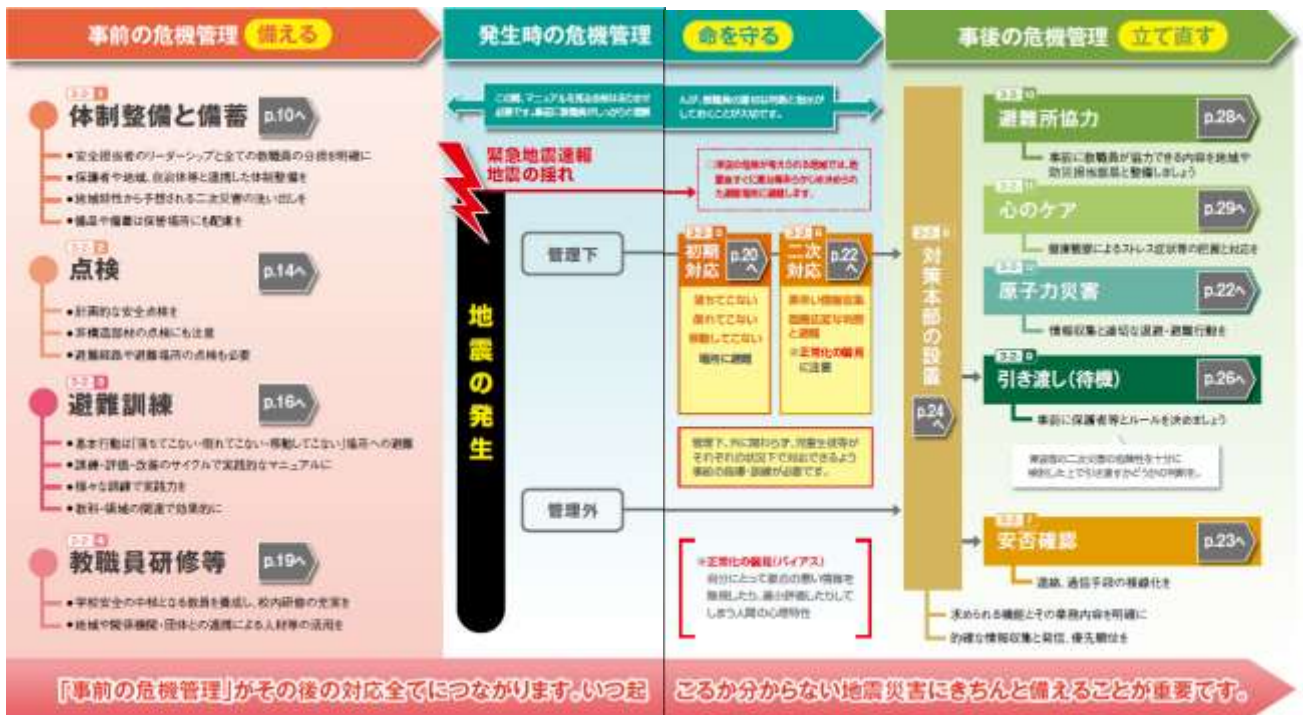
- ① 学校における災害発生時の対応等について教職員の役割等を明確にし、学校防災体制を確立する。
- ② 家庭や地域、関係機関等に周知し、地域全体で地震・津波災害に対する意識を高め、体制整備の構築、推進を図る。

・マニュアル作成上の留意点

- ① 学校が立地している自然的環境について総合的に把握する。
- ② 児童生徒等数、教職員数、支援を必要とする児童生徒等、登下校方法、登下校時間帯等について確認する。
- ③ 自治体の災害対策本部との綿密な連絡体制を整えておく。

・体制整備として協議・調整すべき内容

- 学校安全計画や学校防災マニュアルの検討
- 防災専門家等の授業や保護者対象等の研修会等の企画・実施
- 地域防災訓練等と地域の避難場所、避難所等の確認
- 備蓄倉庫等の防災に関する施設・設備の確認
- 津波災害時の避難のための高層住宅等との利用協議
- 近隣商店等との災害発生時の物資提供等の協議
- 災害発生時の避難方法や避難所の運営方法
- 災害発生時の医療体制
- 災害発生時の通学路の安全確保、防犯対策等
- 児童生徒等のボランティア活動
- 情報通信網が途絶した場合の保護者や関係機関等への多様な連絡方法（災害用伝言ダイヤル、インターネット掲示板等固定電話以外の様々な手段）



3 文部科学省「学校安全の推進に関する計画」(2012年4月)

おおむね5年間(平成24年度～平成28年度)にわたる学校安全の推進に関する施策の基本的方向と具体的な方策

- 学校が、学校内外で児童生徒等の安全を守るための取組を効果的に進めていくためには、校長等管理職のリーダーシップの下、学校安全計画を策定し、体制を整備することが必要である。そのため、学校保健安全法において学校が策定することとされている学校安全計画を全ての学校が策定するよう徹底することと併せ、その内容の充実を図ることが急務である。

学校安全の推進に関する計画（抜粋）

平成 24 年 4 月 27 日

学校防災に関わる部分の抜粋

- 災害安全について、支援者となる視点からの防災教育が非常に重要である。特に、発達の段階に応じて社会に貢献し、災害時に自ら行動するための安全教育を行うことが必要である。
- 学校における訓練について、指導者が児童生徒等を指導するという前提だけではなく、実際にどのように対応するのか児童生徒等が自ら考えて行動し、その行動に対して指導をする訓練を繰り返し実施することも必要である。
- 学校や学校の設置者は、学校施設の**非構造部材の耐震化**に関する参考資料等を活用して、非構造部材の点検・対策を速やかに実施することが必要である。
- 学校の設置者は、近隣の高台や裏山など安全な場所へ速やかに避難できるような**避難経路の整備**、学校の上層階に速やかに避難できるような屋外避難階段の設置など学校施設の立地状況に応じた施設整備を推進することが期待される。
- 学校や学校の設置者においては、学校施設、設備、備品について、日常的又は毎学期 1 回以上定期的に**安全点検**を行うことはもとより、定期点検を毎月行うことや数年ごとなど中長期的に各学校の設置者により安全点検を行うことなどについてルール化することが強く望まれる。
- 定期の安全点検においては、学校の教職員だけでなく、児童生徒等、保護者、専門家等も参加して点検する機会を設けるなど、適切に点検が行われる工夫が大切である。
- 東日本大震災の経験を踏まえ、災害時に保護者等の迎えが不可能な場合の対応や、スクールバス乗車中に災害が起きた場合の**安否確認**など、これまでの各学校のマニュアルを見直すことが求められる。地域の特性を勘案して、起こり得る様々な状況に応じた対策やマニュアルの具体性に欠けていたことが課題である。

文 献

- 文部科学省 : 学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き，2012
- 文部科学省 : 地震による落下物や転倒物から子どもたちを守るために～学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック～，2010
- 文部科学省 : 学校安全参考資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育，文部科学省，2010
- 文部科学省 : 学校施設における事故防止の留意点について，2009
- 文部科学省 : 学校の危機管理マニュアルー子どもを犯罪から守るためにー，2007
- 文部科学省 : 登下校時の安全確保に関する取組事例集，2006
- 文部科学省 : 学校の安全管理に関する取組事例集～学校への不審者侵入時の危機管理を中心に～，2003